

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年7月31日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第36号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27
号）の一部を次のように改正する。

別表紙おむつ使用料の項中「

	Bセット1日につき 495円 ただし、非課税取扱時は450円
--	-----------------------------------

」を「

	Bセット1日につき 495円 ただし、非課税取扱時は450円 外来紙おむつ料 1枚につき 110円
--	---

」に改める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。